

# 公共事業労務費調査（令和3年10月調査） の実施について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室

## 1 はじめに

公共工事の発注に際し必要となる予定価格は、「予算決算及び会計令」第80条第2項において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省（以下、「二省」という）をはじめとした公共事業の発注機関で構成される「公共事業労務費調査連絡協議会」では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価（以下、「労務単価」という）を決定するため、公共事業労務費調査（以下、「労務費調査」という）を実施し、所管する公共事業等に従事した建設労働者に対する賃金の支払実態を、昭和45年より毎年調査しています。本稿では、労務単価及び労務費調査の概要に加え、今年度の調査における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じた労務費調査方法ならびに労務費調査のポイントについて紹介します。

## 2 公共工事設計労務単価とは

一般に労務関係費といわれる費用には、賃金の他に様々な経費が含まれています。労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの基本給相当額、基準内手当、所定労働日数1日当たりの臨時の給与

（賞与等）、実物給与により構成されます。一方、時間外、休日又は深夜の割増賃金、通常の作業条件及び作業内容を超えた特殊な労働に対する手当等は、発注者により積算時に別途計上しており、労務単価には含まれません。このほか、労働者の雇用に伴い必要となる会社負担の諸経費（法定福利費の事業主負担分、安全訓練に係る費用、労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等）も含まれません（図-1、2）。

なお、労務単価は、公共工事の予定価格の積算に用いるための単価であることから、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではありません。

## 3 労務費調査の概要

労務費調査は、公共工事の予定価格の積算に必要な労務単価設定のための基礎資料を得るための調査です。二省が所管する直轄事業、補助事業のほか、都道府県、政令指定都市及び二省が所管する独立行政法人等の事業を対象に実施しています。10月に施工中の、請負金額1,000万円以上の工事をリストアップし、それらの工事を選定母集団として調査対象工事を無作為抽出（約10,000工事）し、当該工事に従事する技能労働者（約11万人）の賃金を51の調査対象職種に区分し調

労務関係費

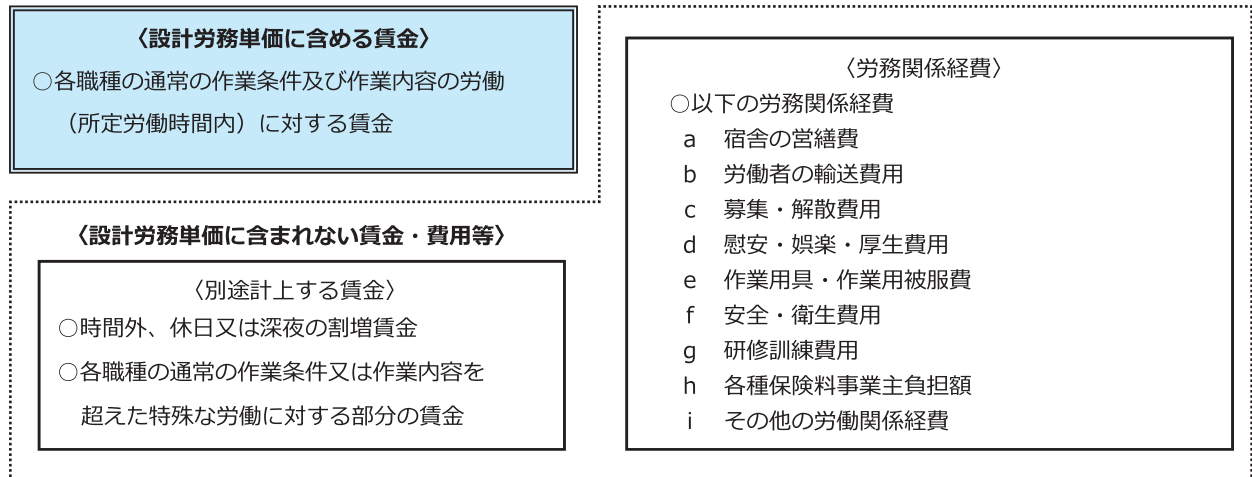


図-1 公共工事の積算における労務関係費

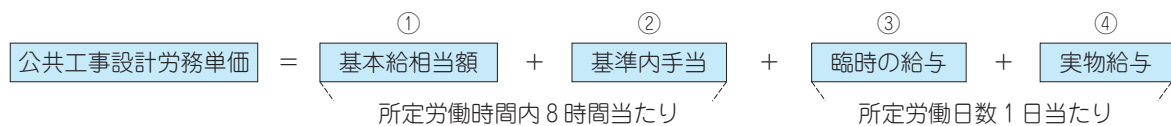


図-2 公共工事設計労務単価の構成

査します。企業の規模や下請次数の制限はなく、51の調査対象職種に該当する全ての技能労働者が対象となります（表-1）。

調査対象となった企業（元請企業、下請企業等）においては、調査対象工事に従事した全ての技能労働者について、労務費調査の調査票に賃金等の必要事項を賃金台帳等から転記、記入します。その後、調査票の記載内容（賃金、職種分類、労働時間等）について、調査員が各種書類（健康保険及び厚生年金保険の支払証明、資格免許、賃金台帳等）と照合及び確認を行い、賃金の実態を把握します（図-3）。

**4 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じた令和3年度10月調査方法**

今年度の調査は、昨年と同様に新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として、以下の措置を講じたうえで実施します。

**(1) 労務費調査説明会**

一昨年度の調査までは、調査対象企業の担当の方に、例年10月頃実施の労務費調査説明会への

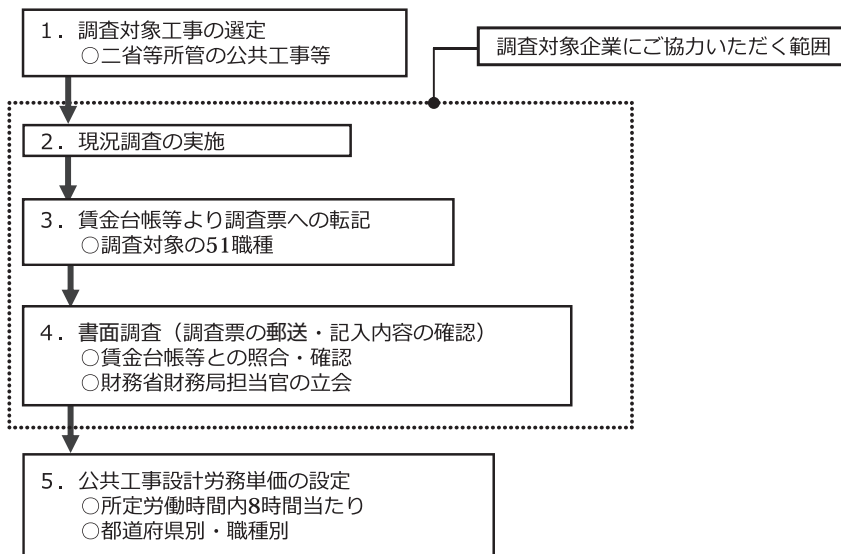
参加をお願いしていましたが、今年度の説明会については、新型コロナウイルスの感染状況が地域ごとに異なるため、地方連絡協議会ごとに開催の有無・開催方法が異なります。9月1日時点での地方連絡協議会ごとの開催予定については、国土交通省のホームページ（[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000006.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html)）に掲載しています。また、同ホームページでは説明会の代替措置として音声付き説明資料を掲載していますので、事前に説明資料を確認し、調査の趣旨・内容等を正確に理解したうえで、調査に協力いただくよう周知しています。

**(2) 審査方法（原則「書面調査」で実施）**

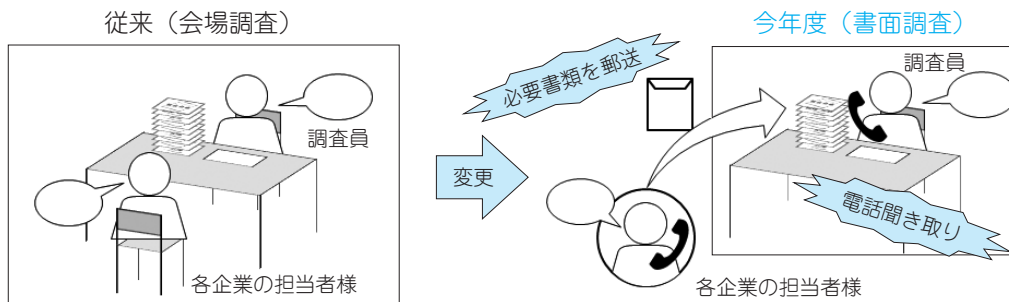
一昨年度までは、労務費調査対象になった全ての業者の担当者の方に、審査会場へ必要書類等を持ち込んでいただき、調査員との対面により書類の記載事項を確認する「会場調査」を実施していましたが、今年度調査は、あらかじめ調査票に必要な事項を記入の上、調査票とともに必要書類を指定の場所へ郵送いただき、調査員と電話でやりとりしながら記載内容を確認する「書面調査」を原

表－1 労務単価職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手(特殊)	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手(一般)	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B



図－3 公共事業労務費調査の流れ



図－4 今年度の調査方法

則とします(図－4)。なお、書面調査を実施できない特別な理由がある場合は、会場調査へ変更することとしています。なお、書面調査の詳細は、4.(1)記載の国土交通省のホームページに掲載

の「公共事業労務費調査の手引き(令和3年10月)」に記載しています。

### (3) 審査会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置（会場調査に変更を希望された場合）

今年度の労務費調査は、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則書面調査としますが、会場調査に変更を希望された場合は、審査会場における3密回避のため、調査票作成者又は経理担当者等の賃金の管理に詳しい方1名での出席をお願いしています。

また、審査会場への来場の際は、マスクの着用等の感染防止対策をしていただき、審査当日、37.5度以上の発熱や風邪の症状等がある場合は、無理に来場せず、相談窓口ご連絡していただくよう周知しています。

## 5 労務費調査のポイント

### (1) 一人親方として働く方々の重点把握

従来から調査を実施していますが、一人親方として働く方についても、近年の増加傾向を踏まえ、その賃金水準を重点的に把握するために調査票の作成及び提出をお願いしています。

### (2) 建設技能者の能力評価基準による能力レベルに関する調査

平成31年4月より建設キャリアアップシステムの運用が開始されました。また、建設技能者の能力に応じた処遇を実現するための能力評価基準についても、令和元年度に登録基幹技能者制度を有する35職種全ての能力評価実施団体において基準が策定され、国土交通大臣認定が完了しました。これを踏まえ、令和2年度からは、35職種において技能労働者の培ってきた能力・経験に基づく4段階のレベル毎に色分けされたカードの交付が始まっています。

このことを踏まえて、昨年度より、能力評価基準による能力レベルを把握するための記入欄を設けていますので、記入及び資料の提出を依頼して

います。

### (3) 有給休暇の取得状況に関する調査

労働基準法が改正され、平成31年4月から、全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、有給休暇を取得させることが義務付けられたことから、年間の有給休暇の取得状況を把握するために、有給休暇取得日数の記入及び年間労働日数を確認できる資料の提出をお願いしています。

### (4) 退職金の調査

従来から調査を実施していますが、賃金台帳に記載されない場合が多く、見落としがちであることから、退職金の支払いがあった場合の調査票への記入をお願いしています。

### (5) 有効回答の向上

昨年度の調査では、約3割の標本が棄却されており、「就業規則に定める所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない」、「調査票への記入事項の根拠となる資料がない」ことが主な棄却となる理由です。棄却されないためにも、就業規則や賃金台帳等を整備いただくよう調査対象者へ周知しています。

## 6 おわりに

労務費調査の実施に当たっては、調査対象となる企業をはじめ、多くの関係機関の多大なご協力をいただいているところであり、ご協力いただく皆様方には厚く御礼申し上げます。今般は新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として、原則「書面調査」にて実施いたします。労務単価の設定のためには、書類の送付がなによりも重要であることから、必ず期日までに提出いただきますよう、お願い申し上げます。